(b)　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第197条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第198条第３項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　略]

[削る。]

e　[略]

[(75)～(78)　略]

(79)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　[略]

b　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[ｃ・ｄ　略]

[(80)～(82)　略]

(83)　最近の財務諸表

最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

[(84)～(89)　略]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(b)　税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第３項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　同左]

e　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f　[同左]

[(75)～(78)　同左]

(79)　[同左]

a　[同左]

b　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[ｃ・ｄ　同左]

[(80)～(82)　同左]

(83)　[同左]

最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

[(84)～(89)　同左]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿